

第11回徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 令和5年8月18日（金） 午後3時から午後4時40分まで
- 2 会 場 徳島県庁 大会議室
- 3 出席者 委 員（敬称略・五十音順） 県
- | | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 梅原 英裕 | 臼杵 一浩 | 監察局長 |
| 上地 大三郎 | 山上 達也 | 監察局次長 |
| 姫田 知子 | 蔭山 善宏 | 教育委員会事務局人権教育課 いじめ問題等対策室長 |
| 森泉 摩州子 | | |
| 山下 一夫 | 長谷川尚洋 | 総務課長 ほか |

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) いじめの重大事態対応マニュアル（県教育委員会）について
 - (2) 重大事態に関する再調査の指針案について
 - (3) その他
- 3 閉 会

【議事概要】

1 議事（1）について

（いじめ問題等対策室）

資料1の説明

（会長）

ありがとうございました。御意見、いかがでしょうか。

では、私のほうから。非常によくまとめてあるなと思ったのですが、一点だけ、7ページ目の（4）の記録の保存のところだけ、少し教えていただきたい。記録をきちんと保存するようにと、再発防止に努めると。ここまではいいのですが、「なお、指導記録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間は保存することが望ましい」とあって、これで問題ないように思うのだけれども、ちょうど昨年秋に、家裁が神戸の児童殺傷事件とか佐世保の女児殺傷事件、それからバス乗っ取り犯も。そういういろいろな家裁の記録を全部廃棄してしまったということで、非常に問題になっています。地裁も同様に問題になっています。それに対し最高裁は、社会の耳目を集めた事件記録は特別保存しなさいと言っています。

そういうことがないことを願っておりますけれども、万一、徳島だけでなく、日本中に非常に衝撃を与えるような、注目を集めるようないじめ問題が起こったときに、記録を5年経ったら廃棄されてしまうのは問題ではないかというように思います。

(A委員)

やはり裁判記録の保存の関係であれだけ社会を騒がしたのは、皆様御記憶のとおりで。弁護士会の立場として、いつの意見書なのかはすぐ思い出せませんが、やはりきちんと保存しなさいという要望は出していたと思います。

今、少年事件の例がありました。少年事件に限らないのですが、やはりそのような事件というのは、社会がそこから教訓を学んでより良い社会にしていくための、公共の財産かと思しますので、そういう意味できちんと保存しなければいけない。ところが、ああいうことがなぜ起こったかという、現場任せになっていたわけです。要するに、何が重大かといっても、裁判所の職員もどんどん異動で替わってしまうから実はよくわからないというケースもあって、現場任せで、期間が来たから廃棄してしまうというふうになっているのが実情だと思います。

それで、今回の場合どうなのかという話で、「少なくとも5年間は保存することが望ましい」はいいのですが、これもアバウトですよ。5年間保存しなさいとはっきり書いているわけではないのでよくわからないのですが、例えば、5年でいいのかというのは、そこは政策判断だと思うのです。何でもかんでも保存していくとスペースが足りなくなってしまうという問題もあるのでしょうけれども、そうは言っても最近であれば、デジタル化することによって保存スペースの問題もクリアできるでしょうし。

ただ、保存しておくだけでも意味がないので、例えばどういう場合に利用できるか、調査とか研究とか、そういう目的に利用できるのか、そのあたりのルールはきちんと決めておかないといけないのかなとは思っています。現場任せの裁量というのではなくて、例えば、どういう形で保存する、どういう場合に利用できるか。

重大事態ですので、そうそう件数は多くはないと思います。それが社会が事件から教訓を得て、次により良い政策の実現に向けて活用すべきものであるならば、そういう目的のもとにどれくらいの保存期間、どういう場合に利用できるのかというのは、何らかのルールは必要かなと。できたら条例とかを定めたほうがいいのだろうなとは思っていますね。内規とか、そういう曖昧なルールではなくて、とは思いました。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。そうしましたら、今二人の意見を参考に、是非、教育委員会の方にまた検討していただけたらと思います。

(A委員)

別のことなのですが、マニュアルを読ませていただきまして、解説としては本当に整理されたものだろうと思うのですが、マニュアルというと、私の感覚としては、現場でぱっと見て使えるようなものでないといけないのかなというのがマニュアルのイメージなのですが、そうすると、ぱっと見て頭に入るかということと少し不安なのです。私から見て難しい

など読んでいたので。

例えば、重大事態とは、というようなことで定義は書いています。ただ、ではどういうものが重大事態なのか、そもそもいじめって何かというところから、現場では困っているとか迷っているというケースがあるのではないかと。

例えば、いじめとか重大事態に関しては、何かチェックリストみたいなものが作れないのだろうか。あるいは、調査を実施するに当たって、例えばアンケートを実施しなさいということがあっても、経験がなければどんなアンケートを作ってもいいかもよくわからないと思います。例えばこのようなアンケートを実施した例がありますとか、サンプルがあったりとか、そういう具体的なものがあると現場で動く人も助かるのだからなということ、もし可能なら、あれば助かるなという感想です。

(会長)

どうですか。

(いじめ問題等対策室)

はい、ありがとうございます。すぐに現場で活かせるアンケートの具体的な例を示すであるとか、チェックリストを、重大事態が発生した場合の学校の対応のチェックリストというのはございますが、今おっしゃっていただいたような点について検討させていただこうと思っております。

実は、8月25日に教育委員会のほうのいじめ調査部会が本日のような勉強会を行います。ですので、本日先ほど御指摘いただいたマニュアルの保存期間につきましても、議題に挙げさせていただいて検討させていただこうと思っております。ちなみに、5年保存することが望ましいというのは、文部科学省が出している調査の指針、マニュアルにそういうふうに書かれてあることをもとに書いたものではございますが、今会長がおっしゃったことを考えまして、それに対応していきたいと思っておりますので、議題として検討させていただきます。ありがとうございます。

(B委員)

少し教えていただきたいことが一点ございます。マニュアルでしたら、13ページで各学校における対応マニュアルのところ、学校の中で事案が起これば一旦学校のいじめの対策組織で、とフロー図の中にあるのですが、先日事例集を読ませていただいた中で、やはりこのいじめ対策組織の中に基本は学校の先生方になるのですが、そこに外部の第三者をどれだけ加えるかということが、かなりいただいた事例集の提言の中にあつたのですが、スクールカウンセラーや他の弁護士さんとかについて、各学校の任意ということになるのか、この対応マニュアルに原則入れてくださいとなるのか、このあたりについてはいかがなのか教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

(いじめ問題等対策室)

ありがとうございます。今おっしゃっていただいたマニュアルの13ページの中の組織員の構成というところで、外部人材を加えた組織ということで、基本は学校が調査主体に

なった場合には、もともと各学校にある学校いじめ対策組織がございしますが、そこを基本にここに書いているような人材について、教育委員会と協議をしながら学校の要望にも応える形で対応をしていく形になっています。

ただ、事案によりまして教育委員会のほうから入れてはどうですか、と逆に提案する場合もあるとは考えられます。ですので、必ずこうするという明記はないのですが、必要に応じて考えていくというような、現状はそういう状況でございします。

(B委員)

ありがとうございます。過去の事案の検討の提言とかを見て、参考にして取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。他はどうでしょうか。先ほど委員がいじめの定義について触れたので、一言。まさに定義がどんどん変わって行って、より被害者の主観を大事にしましょうというところに来ているのですが、いじめの法律が成立したとき、学校の先生方の中には非常に困惑されたことがありました。文科省の教師への研修会で、次のような例が出されました。小学生のAさんがもう少しで問題が解けると考えているときに、隣のBさんが善意で答えを教えてあげた。そうしたら泣き出した。これはいじめかいじめではないかというようなことです。

文科省の説明では、これは、まずいじめと捉えて考えましょうと。そして、普段の二人の関係は悪くなく、その後そういうこともない、このような場合でも、とにかく何でもかんでもまずはいじめと考えましょうということです。学校現場がええっ、となったことがあります。今はどうですか。そういう先生方の戸惑いとかはなくなって、とにかくいじめの疑いありも非常に広く考えましょうという態度でおられるのかどうか。いかがでしょうか。

(いじめ問題等対策室)

文科省も、いじめの認知件数が年々上がっているのですが、当初はマスコミ等々でも認知件数が上がることが問題視されるような傾向があったのですが、文科省でも認知件数が上がることは、早期発見、積極的にいじめを見つけて早期に対応することで、早期解消が図れるということで、それは認められるといいますか、プラスの方向で考えられているということで、学校の方でも、積極的にいじめを見つけていこうということは浸透してきております。

ただ、今おっしゃられたように、事案によっては、これはいじめと言われた側が逆に、例えば、その保護者の方がええっ、という場合もございしますので、いじめというと、社会通念上のいじめではなくて、被害者の方が主観的につらいと感じたらそれはいじめということで、そういう大きなトラブルをなくすためにしているのですよ、ということも、保護者にも各学校を通じて働きかけているのが浸透はしてきておりますが、いじめというワードで誤解を招いて、トラブルといいますか、加害者側、被害者側がうまく折り合いがつかないというケースも実際にはございします。

(会長)

今の御説明を聞いて、学校現場は大変だなあと思いました。いかがでしょうか。

(C委員)

今のいじめの定義について、私自身がこの事例集とかを見せてもらって、わからなくなるということがありまして。私自身、いじめというと結構持続的に集団から孤立するような形にされて、1回だけ嫌なことがあって気持ちが落ち込んだり、嫌な気持ちになったというのではなくて、何度も何度も繰り返されて持続するような、集団でされるものというイメージを持っていたのですが、この定義だけに当てはめると、1回だけ何かあって、やられたほうは嫌な気持ちになりました、というだけでもいじめという、定義からいくとそうになってしまうというのが難しいなと思っていて。今の話を聞くと、私が思っているようないじめのイメージではなくて、1回だけ何かあったということに対しても、例えばこの委員会でいじめを調査する中で、いじめを判定するときに、いじめとして判定していくべきなのか、それともその言葉の定義がどうしたらいいのかと思ひまして。

この過去の事例集の中でも、事例7が違和感がありまして、この記載以外のことについては、本当にいじめがあったかもしれないし、どうなのかわからないですけれども、ここではそのことだけが議論されています。それ以外でその子が上級生からいろいろされていて、ここにある行動はそのうちの一つだったみたいなことで、いじめと認定されたとかなら理解はできるのですが、その事実だけだと何とも言えないのではないかと個人的には思ってしまったのですが、この中では、その子は嫌な思いをしたからいじめだという結論が出ていたので、何か私の中で、どういう基準でいじめを判断していけばいいのかわからなかったもので、教えていただきたいと思ひます。

(会長)

誰か、答えられますか。

(いじめ問題等対策室)

重大事態の中でも差があるのかなと思ひます。最も重いのは命、お子様の命がなくなることは絶対に許されないことだと考えております。ただ、そういう重大事態を防ぐために小さなトラブルにも全て関わって行って、一つずつ消していくという意味で今のこの法律があるのかなと思ひておりますが、ただ反対に、被害者の主観が全てになってきますので、それをもとに大ごとになってしまっていて、学校側が困ってしまうとか、言われた加害者側がそんなことはないのに、ということで上手くなかなか解決しないということも起こっている状況でして、難しいなと思ひております。

(C委員)

いじめではなくて、別の言葉を用意するとか、全部同じいじめで表現してしまっているので、混乱してしまうのかなと思ひます。

(いじめ問題等対策室)

学校現場では全ていじめとしてしまったら、そんなことはないのに、と相手側が思うようなこともいじめだと訴えてくる場合もあるのですが、学校側の対応として、いじめという言葉を使わずに対応してもいいと文科省のほうでも示されているので、全てがいじめというワードを使わずに対応しているケースもございます。いじめという言葉だけが歩いてしまって、全てが全てというような面が確かにあるところです。

(C委員)

加害者側とされてしまった人が、いじめと言われると反発してしまって、結局納得しないみたいな感じになって、結局解決の妨げになってしまっているケースもあったのではないかなと思ったので。ありがとうございます。

(A委員)

今話を聞いていて、虐待もそうだなと思うのですが、児童虐待も虐待という言葉もきつくないですか。虐待というのピンからキリまで。言い換えとしては、マルトリートメントとか、不適切な関わりとかそんな言い換えをするケースがあったりとか、それと同じような話だなと思って聞いていました。この委員会でいじめがどうかと判断しようと思ったら、法の定義がそうになっている以上、それに従わざるを得ないのかなと思うのですが、裁判でそれが違法性の判断基準かという、それは違うのではないかと思います。

違法性があるというためには、社会通念上、やはりこれだけのことをしたらダメージがあるよねという行為であることが必要だと。そこはこの委員会での判断枠組みと裁判の判断枠組みとは少しずれがあるかなというふうには思いました。おっしゃるように、違和感はないわけではないのですけれども。というのが私の意見です。

(B委員)

私もこの事例集を読んでいろいろ思っていて、いじめの捉え方が、最終的にはここにもありますが、権利侵害、人権侵害、これに尽きるのかなというふうには思っていて、そこにいじめという言葉がついてくるのかなと、読み終えたときに思ってしまって。虐待も全て権利侵害、人権侵害と捉えているので、その視点で見て、いじめという言葉が一人歩きしているなど。一人歩きという表現は悪いですが、何か独特な世界を作っているというふうには感じました。

(D委員)

今のお話とは少しずれているのかもしれないのですが、このマニュアル自体が、いじめの重大事態対応マニュアルということで、先ほどもおっしゃられていたように、やはり現場の先生が読んだときにと考えると、わかりやすさみたいなものが必要かと思っただけで、またフロー図を作るのであれば、そういうものに対応させて整理するとか、そういうことが必要になるのかなと思っただけです。

これは、私の認識がずれているのかもしれないのですが、いじめの重大事態対応マニュアルというところで、重大事態とは、から始まっているのですが、このいじめの対応マニ

マニュアルみたいなものは別途各学校に準備されているのか。統一されたものがあるのか、ステップアップではないのですが、こういうケースになった場合にはこちらですという形になっているのかという、その使い分けみたいなものがあるのかどうかというのと、そのあたりが現場でどこまで浸透しているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

(いじめ問題等対策室)

ありがとうございます。国の方で、いじめの防止等のための基本的な方針というのが、法律に基づいて出されまして、それを受けまして、県のほうでも基本的な方針を作っております。それを受けまして、各学校、その前に各市町村もそうなのですが、各学校、全ての学校に、学校のいじめ防止対策基本方針というのが作られておりまして、全ての学校のホームページで公開もしておりまして、保護者の方とか地域の方も見られるようになっております。これで、それぞれの学校でいじめが起こったときの対応について書かれております。

その基本方針の大きな一つとして、学校いじめ対策組織というのも必ず作らなければいけないこととなっております。いじめと申しまして、先ほども申しましたように、小さなトラブルから大きなものもございます。各学校で早期発見するために、それぞれの担任の先生を中心に見つけて、報告をその対策組織に上げて、それでカウントをしていっている状況になります。

その中でも、法律の第28条第1項にある二つの種類についてが重大事態ということになっております。

(D委員)

ありがとうございました。ということは、学校のマニュアルは、学校のほうが設定しているもので、県として共通しているところは、基本方針に基づいて作ってくださいということですかね。

(いじめ問題等対策室)

はい。

(D委員)

ありがとうございます。先ほどチェックリストみたいなお話もありましたけれども、どういった場合にどういうふうにすればいいのかというところが、公表しているものは保護者や学校外の人たちにもわかるようにしなければいけないのかなと思うのですが、実態に則したときに、現場の先生がそれを本当に活用できるようなものになっているのかというところ、各教員が何か気になることがあったらその学校の組織に上げるという話もありましたし、前回のこの会の中でもそういう話が出て、本当に果たしてこれが機能しているのかというようなこともあったのですが、そういった実態みたいなところの、平行して見直していく必要があるのかなと、そこも少し思いましたのでお伝えさせていただきました。ありがとうございます。

(いじめ問題等対策室)

ありがとうございます。小さなトラブルもと言いましたら、小学校の低学年とかだと毎日め事があって泣く子が出るというような、それを全てカウントをできるだけするようにはしているのですが、ではどこまでがというのがなかなか難しく、先生一人ひとりの認識にもよりますし、学校の規模であったり、組織であったりもするかもわかりません。

できるだけ早期にカウントしていくようお願いをしているところですが、いじめというのが主観によってということなので、それを全てを見つけて、全て対応ということで上げていますが、なかなか本当に小学校1年生、2年生であれば、1日に何十個というトラブルが起きますので、これは徳島県だけではなく、全国でどういうふうにカウントしていくのが、毎日の日常の中でより良いのかというのが、定義が広すぎて困っている状況ではございます。

(会長)

いじめという言葉が適切かどうかですけれども、ピンからキリになっていまして、できるだけ文科省としたら疑いのあるところから関わりなさいと。正直、数字よりもとにかく関わる、子どもの人間関係に関わりなさいというのが、基本の考えです。そうかと言って、どこかで線引きしなければということで、重大事態というのを出してきたわけなのです。不登校なら30日、それから心身とか金品のダメージを受けたというのが重大事態と。なかなか大変ですけれども、繰り返しになりますが、基本はそういうふうに子どもの人間関係のところに先生自身が関心を持って関わってくださいね、ということだと思います。

それではよろしいでしょうか。一旦締めさせてさせていただいて。教育委員会は、これを参考に持って帰って検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

(いじめ問題等対策室)

ありがとうございました。

2 議事(2)について

会長から、これまでも検討を行ってきた、本委員会における再調査指針の策定に関する内容であり、他団体の具体例に言及する可能性がある等のため、議事(2)は非公開とした旨の提案があり、他の委員に異議はなく、非公開と決定された。

3 事務連絡

本日の議事録について、委員各位に確認いただいた後、非公開とした部分を除いて県ホームページで公開することとした。